

2019年7月8日 全14頁

金融商品の時価の算定方法、見直し

新基準確定、1ヵ月平均廃止、投資信託には経過措置

金融調査部
制度調査担当部長 吉井 一洋

[要約]

- ASBJ（企業会計基準委員会）は、2019年6月27日に「時価の算定に関する会計基準」を議決し、7月4日に公表した。
- 1月18日に公開草案を公表後、4月5日まで意見募集を行い検討を続けてきた。
- 新基準は金融商品とトレーディング目的の棚卸資産の時価の算定方法を定めており、2021年4月1日以後開始連結会計年度・事業年度から適用される（早期適用可能）。ただし投資信託や組合の出資等については経過措置が設けられている。

はじめに. 6月に基準確定

ASBJ（企業会計基準委員会）は2019年6月27日に、「時価の算定に関する会計基準」等を議決し、7月4日に公表した。これは、IFRS第13号「公正価値の測定」の内容を、わが国の会計基準等として導入するものである。1月18日に公開草案を公表し、意見募集を4月5日まで行った。コメントは、日本証券業協会、各銀行協会や預金受入金融機関、保険会社の業界団体、経団連、日本公認会計士協会、大手監査法人、日本証券アナリスト協会など19団体と6人の個人から寄せられた。送られたコメントを受け、ASBJはさらに検討を重ね、内容の一部や適用時期を見直し、6月27日に新基準を議決した。7月4日に公表された基準は下記の通りである。

図表1 ASBJが定める新基準・指針と改正基準・指針リスト

時価の算定に関する会計基準(新基準)
棚卸資産の評価に関する会計基準(改正)
金融商品に関する会計基準(改正)
時価の算定に関する会計基準の適用指針(新指針)
四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(改正)
金融商品の時価等の開示に関する適用指針(改正)

(出所) 新会計基準・適用指針、ASBJ審議資料等に基づき、大和総研作成

これに合わせて、日本公認会計士協会（JICPA）からも下記の指針と Q&A の見直し案が 1 月 18 日に公表され 4 月 5 日まで意見募集が行われた。こちらについても、7 月 4 日に新指針・Q&A が公表された。

図表 2 JICPA が定める新基準・指針と改正基準・指針リスト

金融商品会計に関する実務指針(改正)
外貨建取引等の会計処理に関する実務指針(改正)
金融商品会計に関するQ&A(改正)

(出所) 新会計基準・適用指針、日本公認会計士協会公表資料等に基づき、大和総研作成

新基準は、原則として、2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度・事業年度から適用される。早期適用は可能とされており、投資信託などには経過措置が設けられている。

1. 時価の定義の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 頁
 - (1) 出口価格がベース (2) 1 ヶ月平均価格の利用不可 (3) 時価の算定単位
 - (4) 時価の算定方法と時価のレベル (レベル 1、レベル 2、レベル 3)
 - (5) 取引の数量・頻度が著しく低下している場合
 - (6) 第三者から入手した相場価格の利用
 - (7) 負債 (コア預金等を含む) や資本性金融商品の時価
 - (8) いわゆる day 1 利益 (損失) との関係
2. 適用範囲・・10 頁
 - (1) 金融商品とトレーディング目的の棚卸資産が対象
 - (2) 「時価を把握することが極めて困難」なものはない
 - (3) 市場価格のない株式等 (非上場株式) は対象外
3. 開示の拡充・・12 頁
4. 適用時期と経過措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13 頁

1. 時価の定義の見直し

(1) 出口価格がベース

新基準では、「時価」を「算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格」と定義し、その上で次のような基本的な考え方を示している (太字は筆者、以下引用部分同じ)。

- ①時価の算定は、市場を基礎としたものであり、対象となる企業に固有のものではない。
- ②時価は、直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定日における市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の**出口価格（資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格）**であり、**入口価格（交換取引において資産を取得するために支払った価格又は負債を引き受けるために受け取った価格）**ではない。
- ③同一の資産又は負債の価格が観察可能でない場合に用いる評価技法には、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする。
- ④時価を算定するにあたっては、市場参加者が資産または負債の時価を算定する際の仮定を用いるが、資産の保有や負債の決済又は履行に関する企業の意図は反映しない。

①に関連して、下記に留意する必要がある（下線は筆者）。

- ・資産の売却又は負債の移転は、企業が算定日において利用できる「主要な市場」で行われるものと仮定する。

「主要な市場」とは、資産又は負債の取引の数量及び頻度が最も大きい市場をいう。「主要な市場」が存在しない場合には、企業が算定日において利用できる「最も有利な市場」で行われているものと仮定する。

「最も有利な市場」とは、取得又は売却に要する付随費用を考慮した上で、資産の売却による受取額を最大化又は負債の移転に対する支払額を最小化できる市場をいう。

反証できる場合を除き、企業が通常取引を行っている市場が、主要な市場又は最も有利な市場と推察される。

- ・時価の算定にあたって用いる主要な市場又は最も有利な市場における価格は、取得又は売却に要する付随費用について調整しないが、所在地が資産の特性である場合には、当該資産を現在の所在地から当該市場に移動させるために生じる輸送費用について調整する。

②に関連して、下記に留意する必要がある（強調は筆者）。

- ・「秩序ある取引」とは、「資産又は負債の取引に関して通常かつ慣習的な市場における活動ができるように、時価の算定日以前の一定の期間において市場にさらされていることを前提とした取引」をいう（図表5を参照）。他から強制された取引（例えば、強制された清算取引や投げ売り）は、これに該当しない。
- ・時価は出口価格とはしながらも、適用指針では「時価を算定する資産又は負債に買気配及び売気配がある場合、当該資産又は負債の状況を考慮し、買気配と売気配の間の適切な価格をインプットとして用いる。これは、実務上の簡便法として用いられる**仲値等の利用を妨げるものではない**」としており、買気配と売気配の仲値を用いる余地がある旨を示している。

③に関連して、下記に留意する必要がある（下線は筆者）。

- ・インプットが観察可能となる可能性のある市場としては、例えば、取引所市場、ディーラー

市場、ブローカー市場、相対市場等があるとされている。

④に（①も）関連して、下記に留意する必要がある。

- ・市場における通常の日次取引高では売却できないほどに金融商品を大量に保有する場合であっても、当該金融商品を一度に売却する際に生じる価格の低下についての調整を行わない。これは企業の意図を反映しないことによる。
- ・一方で、レベル 1 のインプット（後述）を用いる場合を除き、他の企業の持分を支配するにあたって市場参加者である買手が支払う追加的な金額である支配プレミアム等、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に考慮する特性を時価の算定に反映する。

非上場デリバティブ取引の時価については、従来の金融商品会計実務指針では手仕舞いコスト（キャンセル・コスト）を見積もることとしている。時価がプラス（資産サイド）のデリバティブは期末に解約したらいくら受け取れるかを見積もることとしている。改正基準も基本的には同様の考え方となる。ただし、従来の実務指針では、自らの信用リスクや相手先の信用リスクを時価に反映すること（CVA/DVA）が実務上困難な場合は、重要性があると認められる場合を除いて、これらを加味しないことができることとされている。これに対して改正基準等では、一般的な重要性の基準の適用はありうるものの、実務上困難な場合を想定していない。

（2） 1 ヶ月平均価格の利用不可

従来の金融商品会計基準では、その他有価証券の期末評価において、期末前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることが認められている。

しかし、新基準にあわせた改正後は期末前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額は時価には該当しないものとして、これの使用を認めないこととしている。

ただし、その他有価証券の減損を行うか否かの判断を行う際に、継続適用を条件に期末前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることを、従来の規定と同様に認めている。とはいえ、この場合も、減損が必要となった際には、当該 1 ヶ月平均の価格を評価額として用いることはできず、あくまで期末の時価に基づいて減損を行う。

なお、外貨建取引等会計処理基準及び外貨建取引等の会計処理に関する実務指針により、決算時の為替相場について、決算日の前後の為替相場の変動状況から判断して、決算日の直物為替相場が異常と認められる場合に、決算日の前後一定期間（決算日を含むおおむね 1 ヶ月以内）の直物為替相場に基づいて算出された平均為替相場を用いることが認められている。この為替相場の特例については変更はない。

（3） 時価の算定単位

資産又は負債の時価の算定単位は、それぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処

理又は開示による。ただし、次の要件をすべて満たす場合は、特定の市場リスク又は特定の取引相手方の信用リスクに関して金融資産と金融負債を相殺したネット（正味）の資産又は負債を基礎として、当該金融資産又は金融負債グループを単位とした時価を算定できる。この取扱いは、特定のグループに対して每期継続して適用し、重要な会計方針について、その旨を注記する。

- ① 企業の文書化したリスク管理戦略又は投資戦略に従って、特定の市場リスク又は特定の取引相手先の信用リスクに関するネット（正味）の資産又は負債に基づき、当該金融資産又は金融負債のグループを管理していること
- ② 当該金融資産及び金融負債のグループに関する情報を企業の役員に提供していること
- ③ 当該金融資産及び金融負債を各決算日の貸借対照表において時価評価していること
- ④ 特定の市場リスクについてこの特例を適用する場合には、当該金融資産と金融負債のグループの中で企業がさらされている企業リスクがほぼ同一であり、かつ、当該金融資産と金融負債から生じる特定の市場リスクにさらされている期間がほぼ同一であること
- ⑤ 特定の取引相手先の信用リスクに関連してこの特例を適用する場合には、債務不履行の発生時において信用リスクのポジションを軽減する既存の取決め（取引相手先とのマスターネットティング契約、当事者の信用リスクに対するネットの資産又は負債に基づき担保を授受する契約など）が法的に強制される可能性について市場参加者の予想を時価に反映すること

(4) 時価の算定方法と時価のレベル（レベル1、レベル2、レベル3）

新基準・適用指針では、時価の算定にあたっては、状況に応じて、十分なデータを利用できる評価技法を用いることとしている。評価技法としては、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチが例として挙げられているが、金融商品の場合、コスト・アプローチを用いることはあまりないと思われる。

マーケット・アプローチの例としては、倍率法、主に債券の時価の算定に用いられるマトリックス・プライシングが挙げられている。

インカム・アプローチの例としては、現在価値技法やオプション価格モデルが挙げられている。現在価値技法を用いるにあたって、算定日における次の要素のすべてを考慮することとされている。リスク要因の二重計算をしないように又はリスク要因の影響が除かれないように留意する、割引率は表示通貨の基礎的な経済的要因と整合することなども求められる。

- ① 対象資産又は負債の将来キャッシュ・フローの見積もり
- ② キャッシュ・フローに固有の不確実性を表すキャッシュ・フローの金額及び時価の変動の可能性についての予想
- ③ 貨幣の時間的価値（信用リスクフリーレート）

- ④ リスク・プレミアム（キャッシュ・フローに固有の不確実性を負担するための対価）
- ⑤ その状況において市場参加者が考慮に入れる他の要素
- ⑥ 負債については、負債の不履行リスク

評価技法を用いるにあたっては、関連性のある観察可能なインプット（入力数値）を最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限とすることとされている。

時価の算定に用いるインプットはレベル1、レベル2、レベル3の順に優先的に適用する（レベル1のインプットが最も優先度が高く、レベル3のインプットが最も優先度が低い）。インプットとは、市場参加者が資産または負債の時価を算定する際に用いる仮定（時価の算定に固有のリスクに関する仮定を含む）をいう。インプットのレベルを示すと図表3の通りである。

図表3 インプットのレベル

優先順位	内容	例示
レベル1（最優先で使用）	時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における評価の対象となる資産又は負債と同じ資産又は負債に関する相場価格であり調整されていないもの	
レベル2（レベル1のインプットが無い場合に使用）	資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれるインプット以外のもの。例として以下の①～④がある。 ① 活発な市場における類似の資産・負債の相場価格 ② 活発でない市場の同じ又は類似の資産又は負債の相場価格 ③ 相場価格以外の観察可能なインプット ④ 相関関係等に基づき観察可能な市場データから得られる又は当該データに裏付けられるインプット	●全期間にわたり観察可能なスワップ・レート ●ほぼ全期間にわたり観察可能な外貨建イールド・カーブに基づくスワップ・レート ●観察可能な市場データに裏付けられるインプライド・ボラティリティ
レベル3（レベル1のインプットもレベル2のインプットも入手不可能な範囲で使用）	資産または負債について観察できないインプット ◇ 市場参加者が時価を算定する際に用いる仮定を反映。この際、合理的に入手できる市場参加者の仮定に関する情報を考慮する。 ◇ 観察可能な市場データではないが、入手できる最良の情報に基づいて設定する。 ◇ 企業自身のデータを用いることができるが、合理的に入手できる情報により次のいずれかの事項が識別される場合には、当該企業自身の情報を調整する。 ① 他の市場参加者が異なるデータを用いること ② 他の市場参加者が入手できない企業に固有の特性が存在すること	●観察可能な市場データによる裏付けのないスワップ・レート ●ヒストリカル・ボラティリティ ●観察可能な市場データによる裏付けがない価格調整

（出所）新会計基準・適用指針等に基づき、大和総研作成

時価のレベルは、算定に用いるインプットのレベルに応じて決定される。

レベル1の時価とは、その算定においてレベル1のインプットが重要な影響を与えるものをいう。レベル1のインプットをそのまま用いたものをいう。レベル1のインプットである相場価格が利用できる場合は、原則として、当該価格を調整せずに時価の算定に使用する。

レベル2の時価とは、その算定においてレベル2のインプットが重要な影響を与えるものをいう。

レベル3の時価とは、その算定においてレベル3のインプットが重要な影響を与えるものをいう。

算定に用いるインプットが複数あり異なるレベルにまたがっている場合は、重要な影響を与

えるインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルにその時価を分類する。

(5) 取引の数量・頻度が著しく低下している場合

新基準・適用指針では、資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又は負債の通常の商品における活動と比べて著しく低下していると判断した場合、取引価格又は相場価格が時価を表しているかどうか評価することとしている。その際には、入手できる情報に基づき、例えば、図表4の要因の重要性及び関連性を評価して判断する。

取引価格又は相場価格が時価を表していないと判断する場合には、当該取引価格又は相場価格を時価の算定の基礎として用いる際には、リスク・プレミアムに関する調整を行う。このリスク・プレミアムとは、市場参加者が資産又は負債のキャッシュ・フローに固有の不確実性の対価として求めるプレミアムである。

図表4 取引の数量・頻度の著しい低下の判断要因

① 直近の取引が少ないこと
② 相場価格が現在の情報に基づいていないこと
③ 相場価格が時期又は市場参加者間で著しく異なっていること
④ これまで資産又は負債の時価と高い相関があった指標が相関しなくなったこと
⑤ 企業の将来キャッシュ・フローの見積もりと比較して、相場価格に織り込まれている流動性リスク・プレミアム等が著しく増加していること
⑥ 買気配と売気配の幅が著しく拡大していること
⑦ 同一又は類似の資産又は負債についての新規発行市場における取引の活動が著しく低下しているか又は当該市場がないこと
⑧ 公表されている情報がほとんどないこと

(出所) 新会計基準・適用指針等に基づき大和総研作成

取引価格又は相場価格が時価を表していないと判断する場合には、「取引が秩序ある取引ではない(すなわち、強制的な清算取引又は投売り)と判断する場合」が含まれる。取引が秩序ある取引かどうかを判断するにあたっては、例えば、図表5の「秩序ある取引でないことを示す状況」を考慮することが考えられるとされている。

図表5 秩序ある取引でないことを示す状況

① 時価の算定日以前の一定期間について取引が市場に十分さらされていない。
② 売手が一人の買手としか交渉していない。
③ 売手が破綻又は破綻寸前である
④ 売手が規制上又は法的な要請から売却せざるをえないこと
⑤ 直近の同一又は類似の取引と比較して、取引価格が異常値であること

(出所) 新会計基準・適用指針等に基づき大和総研作成

取引が秩序ある取引かどうかに応じて、図表6の通り時価の算定又はリスクに関する調整を行うこととされている。

図表 6 秩序ある取引か否かに応じた調整

取引の種類	時価の算定又はリスクに関する調整
秩序ある取引でない判断したとき	その取引価格は他の入手できるインプットほどは考慮しない
秩序ある取引であると判断したとき	その取引価格を考慮するが、考慮する程度は、例えば①取引数量、②その取引を算定対象資産・負債にあてはめることが適切か、③取引が時価の算定日に近い時点で行われたかにより異なる。
秩序ある取引か否か判断するのに十分な情報を入手できないとき	時価を表さない可能性を踏まえたうえで、その取引価格を考慮する。

(出所) 新会計基準・適用指針等に基づき大和総研作成

(6) 第三者から入手した相場価格の利用

(i) 原則

取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断する場合には、その価格を時価の算定に用いることができる。

公開草案では、当該判断にあたって実施することが考えられる手続きが例示されていた。当該手続の例示について、IFRS13号や米国基準では記述がないことや義務付けと誤解される可能性があるとのことから反対する意見が寄せられていた。しかし、その後の議論を経て、最終基準・適用指針においては、例示であることを明示し、さらに「なお、次の手続は例示であり、状況に応じて選択して実施する。また記載したもの以外の手続によることも考えうる」と記述されている。

図表 7 第三者から入手した価格の妥当性判断の手続例

① 当該第三者から入手した価格と企業が計算した推定値とを比較し検討する。
② 他の第三者から基準に従って算定がなされていると期待される価格を入手できる場合、当該他の第三者から入手した価格と当該第三者から入手した価格とを比較し検討する。
③ 当該第三者が時価を算定する過程で、会計基準に従った算定(インプットが算定日の市場の状況を表しているか、観察可能なものが優先されて利用されているか、また、評価技法がそのインプットを十分に利用できるものであるかなど)がなされているかを確認する。
④ 企業が保有しているかどうかにかかわらず、会計基準に従って算定されている類似銘柄(同じアセットクラスであり、かつ、同格付銘柄など)の価格と比較する。
⑤ 過去に会計基準に従って算定されていると確認した当該金融商品の価格の時系列推移の分析など商品の性質に合わせた分析を行う。

(出所) 新会計基準・適用指針等に基づき、大和総研作成

(ii) (5) に該当する場合

(5) に該当すると判断した場合、第三者から入手した相場価格が秩序ある取引を反映した現在の情報に基づいているかどうか又は市場参加者の過程を反映した評価技法に基づいているかどうかを評価して、当該価格を時価の算定に考慮する程度について判断する。その際には、当

該相場価格の性質（例えば、当該相場価格が参考価格であるのか又は当該第三者と取引可能な価格であるのか）を考慮する。例えば、第三者から入手した相場価格が、当該第三者と取引可能な価格である場合は、参考価格である場合に比べて「時価の算定に考慮する程度を高くすることに留意する必要があると考えられる」としている。

(iii) 事業会社の特例（金利スワップ、為替予約、通貨スワップ）

総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団又は企業（「企業集団等」という）以外の企業集団等、すなわち、金融機関等の企業集団等以外の企業集団等¹においては、下記の場合は、①、②のデリバティブ取引については、第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができる。

- (ア) 第三者が客観的に信頼性のある者で企業集団等から独立した者であり、
- (イ) 公表されているインプットの契約時からの推移と入手した相場価格との間に明らかな不整合はないと認められる場合で、かつ、
- (ウ) レベル2の時価に属すると判断される場合

図表8 事業会社が第三者から入手した価格を時価とみなせるデリバティブ

①	インプットである金利がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ(いわゆるプレーン・バニラの金利スワップ)
②	インプットである所定の通貨の先物取引相場がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である為替予約又は通貨スワップ

(出所) 新会計基準・適用指針等に基づき、大和総研作成

上記のうち通貨スワップは、公開草案公表後の議論を経て、時価の算定の不確実性が相当程度低い、為替予約に類するものとして追加された。

なお、オプションを含むような取引は、利用されるボラティリティの種類によってはレベル3に分類されるため、上記の特例の適用対象外とされている。

(7) 負債（コア預金等を含む）や資本性金融商品の時価

負債又は払込資本を増加させる金融商品（例えば、企業結合の対価として発行される株式）については、時価の算定日に市場参加者に移転されるものと仮定して、時価を算定する。

市場参加者への負債又は払込資本を増加させる金融商品の移転については、これらの金融商

¹ ただし、コメントへの対応において、金融機関の場合も、一般的な重要性の観点から、簡便的な対応を行うことは可能である旨が説明されている。

品の消滅が認識されることなく、市場参加者である譲受人が当該債務を履行する又は当該払込資本を増加させる金融商品の権利を引き継ぐことを仮定する。これらの移転に関する制約の影響について、通常は、時価の算定に当たりインプットを調整しないが、移転に関する制約がインプットに反映されていないことを認識している場合は、当該制約の影響についてインプットを調整する。

負債の時価の算定にあたっては、その負債の不履行リスクの影響を反映する。第三者の信用補完（例えば債務保証）が付された負債であって、当該信用補完が負債とは別に処理される場合には、保証人である第三者の信用リスクではなく、企業自身の信用リスクを考慮する。

要求払の特徴を有する金融負債（金融機関の要求払い預金）の時価については、多くの場合、観察される市場価格は債権者からの要求に応じて直ちに支払われる金額であり、支払が要求される可能性のある最も早い日から当該支払われる金額を割り引いた金額を下回らない。これにより、例えば、時価は当該預金額を当該預金が残存すると企業が予想する期間にわたって割り引いた金額になり得ない。すなわち、いわゆるコア預金も時価ではなく、預金額で評価することになる。

(8) いわゆる day 1 利益（損失）との関係

IFRS 第 9 号では、金融商品の当初認識時において、その金融商品に活発な市場における相場価格がなく、観察可能な市場からのデータのみを用いた評価技法にもよらない場合は、公正価値と市場価格に差がある場合、当該差額を損益（いわゆる「day1 利益（または損失）」）に計上せず、繰り述べて調整する処理が求められている。

これに対して、わが国では、金融資産又は金融負債の当初認識は、当該金融資産又は金融負債の時価で測定し、取得した金融資産又は引き受けた金融負債の時価が支払った対価又は受け取った対価と異なる場合、取引の実態に応じて処理するとされており、day 1 利益（又は損失）の計上が必要となる場合がある。この取り扱いは、今回の時価等の算定基準によって変更はされない。

2. 適用範囲

(1) 金融商品とトレーディング目的の棚卸資産が対象

時価等の算定基準の適用対象は、「金融商品」と「トレーディング目的で保有する棚卸資産」である。

時価等の算定基準の適用対象には、(ファイナンス・リースの) リース資産とリース負債も含まれる。これらは、会計処理は、リース会計基準が適用されるが、注記について、金融商品の時価等の開示に関する適用指針の適用を受けるため、注記で開示する時価について、時価等の算定基準の適用を受ける。

IFRS や米国基準とは異なり、不動産は、対象から除外されている。仮想通貨も対象外である。

(2) 「時価を把握することが極めて困難」なものなくなる

従来の金融商品会計基準や金融商品会計適用指針では、「時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」の存在を認めており、これらは時価評価や時価の注記は免除されている。しかし、時価等の算定基準の導入に合わせて、このような金融商品は存在しないこととされる。この結果、図表9の通り、新たに時価評価か時価による注記が必要な金融商品も出てくる。

ただし、次項(3)の市場価格のない株式等や後述する4の経過措置の対象となる組合等への出資などを除く。

図表9 「時価の把握が極めて困難」なものなくなることで時価評価・注記対象となる金融商品

BS計上額	金融商品の種類	現行の評価	改正後の評価	時価の注記	具体的な金融商品例
貸借対照表上、時価評価の対象とされるもの	市場価格のない株式等	取得原価	取得原価	不要 ^{注1} →不要 ^{注2}	非上場株式(3)を参照
	債券	取得原価(貸倒引当金計上)	時価評価	不要 ^{注1} →要	デリバティブが内包された仕組債
	上記以外の有価証券	取得原価	時価評価	不要 ^{注1} →要	非公開会社が発行する新株予約権や転換社債型新株予約権付社債も対象か。
	デリバティブ	取得原価	時価評価	不要 ^{注1} →要	クレジット・デリバティブ ウェザー・デリバティブ 自然災害デリバティブ
貸借対照表上、時価評価の対象とされないもの		取得原価	取得原価	不要 ^{注1} →要	敷金・保証金など
	上記以外	取得原価	取得原価	要→要	満期保有目的の債券 債権・金銭債務 など

(注1) 当該金融商品の概要、B/S計上額及びその理由を注記

(注2) 当該金融商品の概要、B/S計上額を注記

(注3) 私募REITや組合等への出資については経過措置を参照

(出所) 新会計基準・適用指針、ASBJ審議資料等に基づき、大和総研作成

(3) 市場価格のない株式等（非上場株式）は対象外

従来の金融商品会計基準では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、社債その他の債券の場合は、債権に準じた価額（償却原価法に基づいた価額）、それ以外の有価証券は取得原価で貸借対照表に計上することとしている。

時価等の算定基準の設定に合わせて金融商品会計基準の見直しも提案され、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券はないこととされ、代わりに市場価格のない株式は、取得原価で貸借対照表に計上し、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしない旨を明確にしている。

民法上の組合等について、公開草案では、構成要素が主に市場価格のない株式及び出資金な

どである場合についても同様の取扱いとすることとしていた。しかし、金融商品会計実務指針で会計処理や時価を貸借対照表価額とする旨が別途定められている²ことから、市場価格のない株式等には含めないこととし、時価等に関する注記についても、その後の議論を経て、4で述べる経過措置の適用期間中は注記を求めないこととした（時価等の注記を行わない場合、その旨及び貸借対照表計上額を注記する）。

3. 開示の拡充

(1) 従来金融商品の時価等の開示に追加

図表 10 金融商品の開示内容の拡充

1. 金融商品の状況に関する事項	(1) 金融商品に対する取組方針 (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク (3) 金融商品に係るリスク管理体制 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
2. 金融商品の時価等に関する事項	原則として、貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとに下記を注記する。 ^{注2} ① 貸借対照表価額 ② 時価 ③ ①と②の差額 ④ ①～③までに掲げる事項に関する説明 金融商品の種類(有価証券、デリバティブ、社債・長期借入金・リース債務・その他の有利子負債、金銭債務)によってさらに付記すべき事項もある。例えば、有価証券は保有目的区分ごとの開示、デリバティブ取引は取引対象物、ヘッジ会計適用対象外と適用対象の別の開示など。 市場価格のない株式等(改正前は「時価を把握することが極めて困難であると認められる金融商品」)について、その概要と貸借対照表額(改正前は理由も)を注記する。
3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(追加)	(1) 時価で貸借対照表に計上する金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、貸借対照表日のレベル1の時価の合計額、レベル2の時価の合計額、レベル3の時価の合計額をそれぞれ注記する。 (2) 2の②に従って貸借対照表日の時価を注記する金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、貸借対照表日のレベル1の時価の合計額、レベル2の時価の合計額、レベル3の時価の合計額をそれぞれ注記する。 (3) 上記(1)(2)において貸借対照表日の時価がレベル2、レベル3に分類される金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、以下の①、②を注記する。 ① 時価の算定に用いた評価技法及びインプット ② 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合は、その旨及び変更の理由 (4) (1)について、時価がレベル3と分類される場合の、適切な区分に基づき、以下を注記する。 ① 時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的な情報 ② (1)の金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表 ^{注3} ③ レベル3の時価の評価プロセス ④ ①の重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明 ^{注4} 。当該観察できないインプットと他の観察できないインプットとの間に相関関係がある場合の相関関係情報(内容、時価への影響の違い)

² (商品ファンドへの投資を除き、)任意組合すなわち民法上の組合、匿名組合、パートナーシップ、及びリミテッド・パートナーシップ等(以下「組合等」という。)への出資については、原則として、組合等の財産の持分相当額を出資金(金融商品取引法第2条第2項のみなし有価証券については「有価証券」として計上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を当期の純損益として計上すること、構成資産が金融資産に該当する場合には金融商品会計基準に従って評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることが定められている。当該部分は、今回、改正されていない。

- (注1) 重要性の乏しいものは注記の省略可能。連結財務諸表に注記している場合は個別財務諸表の注記は不要
- (注2) 現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができる。
- (注3) 購入、売却、発行および決済のそれぞれの額のグロスベースの開示を原則としつつ、ネットベースでの開示も認めている。
- (注4) 企業自身が観察できないインプットを推計していない場合（例えば、過去の取引又は第三者から入手した価格を調整せずに使用している場合）には記載を要しない。
- (出所) 新会計基準・適用指針等に基づき、大和総研作成

従来の金融商品の時価等に関する適用指針（以下「時価等開示指針」という）では、「金融商品の状況に関する事項」と「金融商品の時価等に関する事項」の開示を求めている。

時価等の算定基準の設定に合わせて行われた改正後の時価等開示指針では、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」が、開示内容に追加されている。

(2) わが国では開示を求めない項目

IFRS13 号や米国基準で開示が求められている次の情報については、開示を求めないこととしている。

図表 11 IFRS や米国基準では開示が求められているがわが国では開示を求めない項目

①	レベル1の時価とレベル2の時価との間のすべての振替額及びその理由
②	レベル3の時価について観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響

(出所) 新会計基準・適用指針、ASBJ 審議資料等に基づき、大和総研作成

4. 適用時期と経過措置

(1) 適用時期

新会計基準・適用指針等は、2021年4月1日以後開始する連結会計年度・事業年度の期首から適用される。公開草案では、2020年4月1日以後開始連結会計年度・事業年度の期首からの適用としていたが、その後の議論をへて、適用時期が1年延期された。ただし、2020年4月1日以後開始する連結会計年度・事業年度の期首、2020年3月31日以後終了する連結会計年度・事業年度の年度末からの早期適用は可能とされた。

新会計基準の適用初年度においては、新会計基準が定める新しい会計方針は、原則として将来にわたって適用する。この場合、その変更の内容を注記する。

上記にかかわらず、時価の算定にあたり観察可能なインプットを最大限利用しなければならない定めなど、時価の算定に関する会計基準・適用指針の適用に伴い時価を算定するために用いた方法を変更することとなった場合で、変更の影響を分離することができるときは、会計方針の変更該当するものとし、変更を過去の期間のすべてに遡及適用できる。また、適用初年

度の期首より前に新たな会計方針を適用した場合の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することもできる。これらの場合は変更の内容と影響額等を注記する。

四半期（連結）財務諸表における新基準等の適用時期は上記と同様である。ただし、適用初年度においては、時価等の開示が必要な場合³であっても、時価等のレベル別開示は不要とされている。

(2) 経過措置

(i) 第三者から入手した相場価格は経過措置なし

公開草案では、第三者から入手した相場価格が時価等の算定基準等に合致しているか判定が必要とする取扱いの適用を1年間猶予する措置が設けられていたが、新基準の適用自体が1年遅れとなるため、この経過措置は廃止されることとなった。

(ii) 投資信託、私募 REIT、組合等出資の経過措置

投資信託の時価の算定については、関係者等との協議が必要なため、会計基準公表後おおむね1年をかけて検討を行い、その後、投資信託に関する取扱いを改正するとともに、改正の際に適用時期を定めることとされた。経過期間中の取扱いに関して、時価の算定方法は従来の金融商品会計基準適用指針⁴によることを認めている。公開草案では、投資信託の時価のレベル別の開示は求めることとし、入手した市場価格を時価とする場合は、当該市場が活発か否かに応じて分類することとされていた。しかし、公開草案に対するコメントやその後の議論により、当該経過期間中は、時価のレベル別の開示は求めないこととし、レベル別開示を行わない場合は、その旨と貸借対照表価額を注記することとしている。

私募 REIT などについても、投資信託と同様の取扱いとされた。

組合への出資等については、投資信託に類似する商品もあることから、投資信託の経過期間適用中は、時価等の注記での開示は免除することとされた。

³ 企業集団の事業経営にあたっての重要な項目であり、かつ、前年度末と比較して著しく変動している資産又は負債等に該当する場合に注記が求められる。ただし、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団以外の企業集団の場合は第1四半期及び第3四半期の注記は省略することができる。

⁴ 同指針62項で投資信託に付すべき時価は市場価格とし、市場価格がない場合は、投資信託委託会社の公表する基準価格、ブローカー又は情報ベンダーがから入手する評価価格などが含まれるとしていた。私募投信でも、その投資信託に組み入れられた有価証券等について市場価格に基づく価額がある場合、又は時価を合理的に算定できる場合には、時価のある投資信託とする旨が定められている。